

「資本関係等のある会社調書」記入要領

1. 提出が必要な方

山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する会社間（「工事」、「測量・建設コンサル等」、「物品・業務委託」の登録単位）において、以下の「3」、「4」に示す一定の資本関係又は人的関係がある場合は提出してください。

2. 調書の目的等

- ① 名簿登載者間における一定の資本関係又は人的関係を把握するため。
- ② 当該会社調書においては、主に次の事項を記入することとしています。
 - ・申請者の親会社に関する事項(商号名称等)
 - ・申請者の子会社に関する事項(商号名称)
 - ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社に関する事項(商号名称)
 - ・申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の商号名称等)
 - ・申請者の役員の血族等が役員を務める会社に関する事項(役職、氏名、血族等が役員を務める会社の商号名称、当該役員との関係等)

※ 申請書類に虚偽の記入をしたり、又は重要な事実の記入をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該会社調書を作成してください。

3. 資本関係の基準

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

4. 人的関係の基準

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある場合

※ ①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。

5. 本様式に記入する事項の定義等

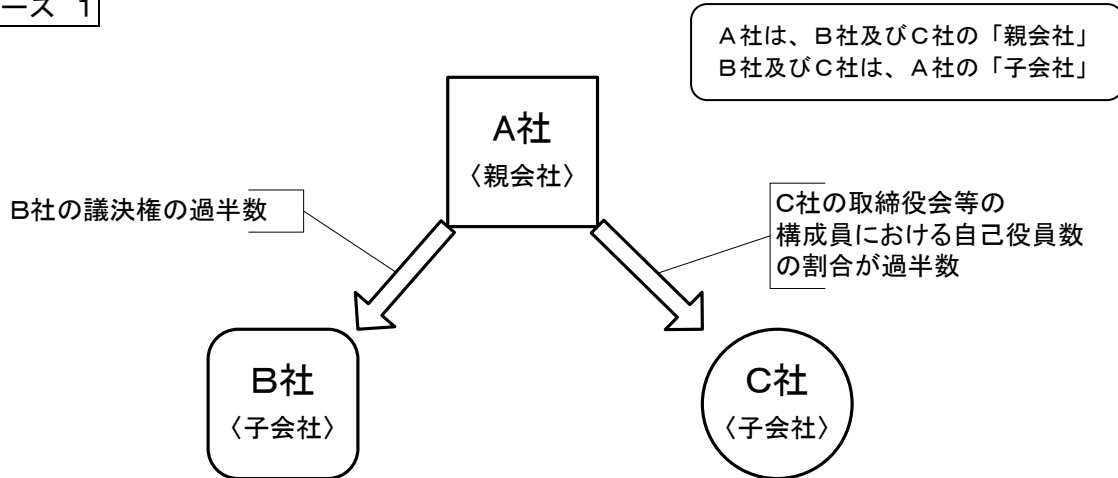
① 親会社、子会社の定義

・会社法第2条第3号及第4号に規定する親会社・子会社

第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

ケース 1

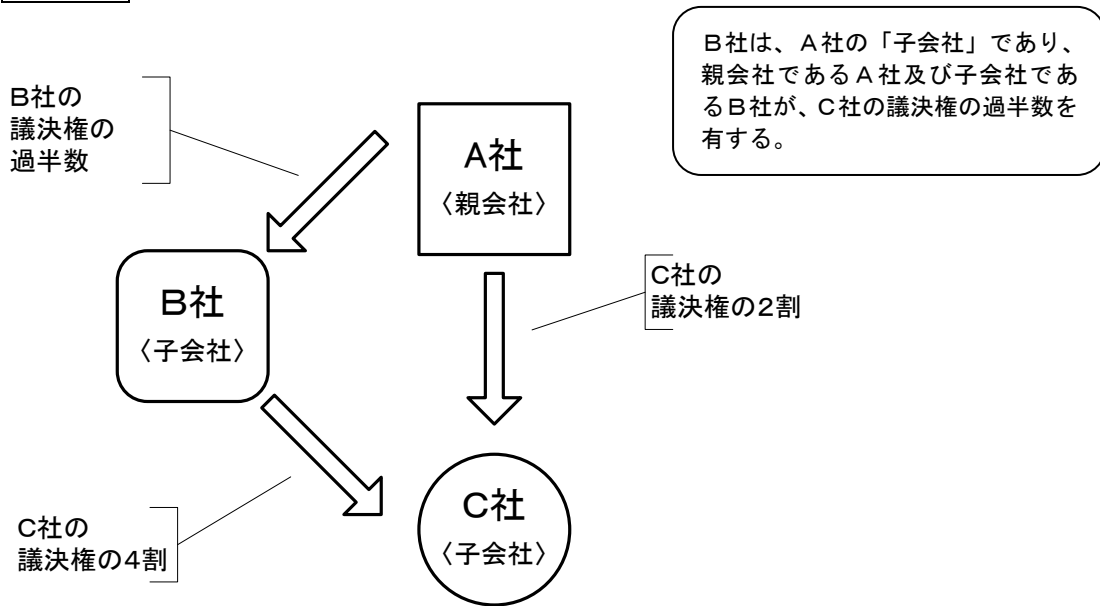


【会社調書への記入】

- ・A社が申請する場合、会社調書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはB社及びC社を記入します。
- ・B社が申請する場合、会社調書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄にはC社を記入します。
(※親会社(A社)を同じくする子会社同士の関係にある会社としてC社を記入します。)
- ・C社が申請する場合、会社調書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄にはB社を記入します。
(※親会社(A社)を同じくする子会社同士の関係にある会社としてB社を記入します。)

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社	B社

ケース 2



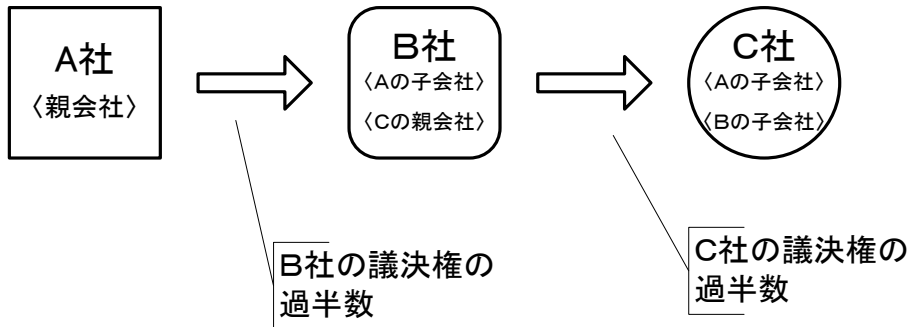
【会社調書への記入】

- ・A社が申請する場合、会社調書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはB社及びC社を記入します。
- ・B社が申請する場合、会社調書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄にはC社を記入します。
(※親会社(A社)を同じくする子会社同士の関係にある会社としてC社を記入します。)
- ・C社が申請する場合、会社調書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄にはB社を記入します。
(※親会社(A社)を同じくする子会社同士の関係にある会社としてB社を記入します。)

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社	B社

ケース 3

B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。



【会社調書への記入】

- ・A社が申請する場合、会社調書の親会社の欄には何も記入せず、子会社欄にはB社及びC社を記入します。（※全ての子会社を記入します。）
- ・B社が申請する場合、会社調書の親会社の欄にはA社を記入し、子会社欄にはC社を記入します。
- ・C社が申請する場合、会社調書の親会社の欄にはA社及びB社を記入し、子会社欄には何も記入しません。

申請者	親会社欄	子会社欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

その他のケース

※上記ケース以外に他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約が存在する場合等、会社法第2条第3号及び第4号の親会社・子会社があれば、記入してください。

② 役員 の 定義

<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ・取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ・会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ・委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
--

※申請者における役職及び他の名簿登録希望者における役職の両方が上記に該当する場合のみ、会社調書提出の対象となります。対象となる役員のみ、会社調書に記入してください。

※「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社における取締役は含みません。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

③ 血族・姻族の定義

<ul style="list-style-type: none"> ・血族／父母、子、兄弟姉妹 ・姻族／配偶者
--

※申請者における役員(②役員 の 定義)が、他の名簿登録希望者における役員(②役員 の 定義)と夫婦、親子又は兄弟姉妹の場合のみ、会社調書提出の対象となります。対象となる役員のみ、会社調書に記入してください。

※血族は「父母」、「子」及び「兄弟姉妹」、姻族は「配偶者」のみ、会社調書提出の対象となります。

6. 記入の要領について

※本表は、申請日現在で作成すること。

項 目	記 入 要 領
受付番号・業者番号	記入不要(調書の網掛け部分は記入不要です。)
商号又は名称	○ 申請者の商号又は名称を記入します。 ※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。
◆ 親会社	○ 申請者の親会社について記入します。 ※ この場合の「親会社」とは、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する親会社とします。
業者番号	記入不要
本店電話番号(代表)	○ 親会社の本店(本社)電話番号を記入します。 ※ 左詰めで記入。 ※ 市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないこと。

項目		記入要領
（親会社）	更生会社・再生手続き中の会社	○ 当該親会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「再生手続き中の会社」という。）である場合には、「○」印を付します。
	商号又は名称	○ 親会社の商号又は名称を記入します。 ※ 左詰めで記入。 ※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。
	本店住所	○ 親会社の本店（本社）住所を記入します。 ※ 左詰めで記入。
◆ 子会社、親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社		○ 申請者の子会社、又は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある会社（以下「子会社」という。）について記入します。 ※ この場合の「子会社」とは、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する子会社とします。
	業者番号	記入不要
	商号又は名称	○ 子会社の商号又は名称を記入します。 ※ 左詰めで記入。 ※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。
◆ 他の会社の役員を兼任している役員及び血族等が他の会社の役員を務める役員に関する事項		○ 申請者の役員のうち、他の会社の役員を兼任している役員、及び、その役員の花族又は姻族が他の会社の役員となっている役員（以下「該当役員」という。）について記入します。 ※ この場合の「他の会社」とは、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する申請者（自社）以外の会社とします。 ※ 申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続き中の会社で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外であるため、記入しないこと。（ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。）
	自社での役職名	○ 該当役員の申請者（自社）における役職名を記入します。 ※ 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入。 ※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※ 「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社の取締役は含みません。委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入してください。 ※ 「執行役」とは、委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。 ※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しない。
	氏名	○ 該当役員の氏名を記入します。 ※ 左詰めで記入。 ※ 姓と名との間は1文字あけること。
	業者番号	記入不要

項目	記入要領
(他の会社の役員を兼任している役員及び血族等が他の会社の役員を務める役員に関する事項)	<p>商号又は名称</p> <p>○ 該当役員の兼任先又は血族等が役員を務める会社の商号又は名称を記入します。</p> <p>※ 左詰めで記入。</p> <p>※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。</p>
	<p>兼任先での役職名又は血族等の役職名</p> <p><他社役員との兼任の場合></p> <p>○ 該当役員の兼任先における役職名を記入します。</p> <p><役員血族等が他社の役員を務める場合></p> <p>○ 該当役員血族等が役員を務める会社における当該血族等の役職名を記入します。</p> <p>※ 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入。</p> <p>※ 役員名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入。</p> <p>例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」</p> <p>※ 「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社の取締役は含みません。委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入してください。</p> <p>※ 「執行役」とは、委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。</p> <p>※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しない。</p>
	<p>該当役員との関係</p> <p>○ 他社で役員を務める血族等の、該当役員との関係を記入します。</p> <p>※ 血族は「父母」、「子」及び「兄弟姉妹」が、会社調書提出の対象。</p> <p>※ 姻族は「配偶者」が、会社調書提出の対象。</p> <p>※ 該当役員が他者の役員を兼任している場合は「本人兼任」と記入。</p>